



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 鹿 児 島 銀 行
代表者名 取締役頭取 上 村 基 宏
コード番号 8390 東証第 1 部、福証
問合せ先 取締役経営企画部長
兼経営企画部経営統合準備室長
松 永 裕 之
T E L (099) 225-3111

定款の一部変更及び取締役の報酬額改定に関するお知らせ

当行は、平成27年5月8日開催の取締役会において、定款の一部変更及び取締役の報酬額改定について平成27年6月23日開催予定の第107期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対応し機動的な経営体制を構築するため、現行定款第 22 条の取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- ② 執行役員制度を導入し取締役を減員することに伴い、現行定款第 20 条の取締役の員数を 15 名以内から 10 名以内に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月23日(火)
定款変更の効力発生日	平成27年6月23日(火)

2. 取締役の報酬額改定

取締役の員数の変更を踏まえ、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会において取締役の報酬額改定を付議いたします。

以 上

(別紙) 変更の内容

(注)一で表示した箇所が変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第19条 (条文省略)	第1条～第19条 (現行のとおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当銀行の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第20条 当銀行の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第21条 (条文省略)	第21条 (現行のとおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第23条～第47条 (条文省略)	第23条～第47条 (現行のとおり)

以 上

本件に関するお問い合わせ先
鹿児島銀行 経営企画部 小瀬・横山
TEL 099-239-9725 (ダイヤルイン)